

企画趣旨

武内謙治

1 特集の背景

本特集では、犯罪者処遇法をめぐる新たな立法の動きを捉え、施設内処遇と社会内処遇の重要課題を検討するとともに、その将来を展望する。

犯罪行為に及んだ者の刑事司法上の扱いを規整する法制度（犯罪者処遇法制）のうち、施設内処遇を規律する「刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律」（以下「刑法法」）は監獄法下の体制を全面的に改める形で2005年に制定された¹⁾。また、社会内処遇を規整する「更生保護法」は、犯罪者予防更生法と執行猶予者保護観察法の内容を整理統合し、新たな一つの法律として2007年に制定された。いずれも刑事法制の中では比較的「若い」法律であるとはいえ、制定から相応の時間を経ている。各々の法律が行刑改革会議と更生保護のあり方を考える有識者会議の議論²⁾を受けて成立したという経緯を考え併せれば、改革が目指したものを確認し、その到達度を検証することは、それ自体として重要性をもつ。

しかし、本特集が取り組みたいのは、むしろ、新たな立法の局面を迎えている現在の時点から、過去を振り返りながらも、犯罪者処遇法制の将来を展望する作業である。

犯罪者処遇法をめぐる新たな立法の動きの中心にあるのは、法制審議会の答申である。法制審議会総会は、2020年10月29日に開催された第188回会議で「諮問第103号に対する答申」（以下「答

申」）を採択し、法務大臣に提出した。その経緯を簡単に振り返っておけば、2017年2月、法制審議会総会の第178回会議において法務大臣から諮問103号が発されるとともに、「少年法・刑事法（少年年齢・犯罪者処遇関係）部会」（以下「部会」）が新たに設置された。諮問103号の内容は、①少年法の適用年齢を18歳未満とすること（少年法適用年齢の問題）および②非行少年を含む犯罪者に対する処遇を一層充実させるための刑事の実体法及び手続法の整備のあり方（新たな刑事政策措置の問題）を問うものであった。部会は、途中各々9回から10回行われた3つの分科会での会議を挟みながら、全体で29回開催された。議論は段階的にとりまとめられた上で、2020年9月に開催された第29回会議において「取りまとめ」が、弁護士委員2名による反対を除く賛成多数で採択された³⁾。答申は、これとほぼ同内容のものになっている。

答申のうち①少年法適用年齢の問題については、すでに法案化がなされており、「少年法等の一部を改正する法律案」が第204回通常国会に提出された。②新たな刑事政策措置の問題についても、遠からず、立法化が図られることになろう。

答申の内容に目を向けてみる。答申には、「別添1～3」として要綱（骨子）が付されている。②新たな刑事政策措置に関係するのは、「別添2」および「別添3」である。前者は法整備その他の措置を講ずるべきもの、後者は施策が講じられることを期待するものとされる。「別添2」の内容をなすのは次の事項である。①自由刑の単一化、

1) この法律は、未決拘禁者等の処遇を対象としなかった「刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律」（2005年）を経て成立した。

2) その議論は、「行刑改革会議提言」（2003年）および「更生保護制度改革の提言」（2006年）として取りまとめられている。

3) 第12回会議（2018年11月28日開催）では「検討のための素案」（以下「素案」）が、第23回会議（2019年12月25日開催）では「検討のための素案〔改訂版〕」（以下「改訂版」）が、そして第28回会議（2020年8月6日開催）では「取りまとめに向けたたたき台」が示されている。